

平成 19 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
代表者名 取締役会長兼社長 谷 正 明
本社所在地 福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号
(コード番号 8354 東証第一部、大証第一部、福証)
問 合 せ 先 経営企画部長 吉 田 泰 彦
(TEL. 092-723-2502)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 19 年 8 月 29 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 当社普通株式 79,006,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 21 条に規定される方式により、平成 19 年 9 月 10 日(月)から平成 19 年 9 月 12 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
決 定 方 法
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資
資本準備金の額 本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生
じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、
資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 国内における発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券
株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券
株式会社、三菱UFJ 証券株式会社及び前田証券株式会社（以下「引受人」
と総称する。）に全株式を総額連帯買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定め
る公正慣習規則第 14 号第 21 条に規定される方式により、発行価格等決定
日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、そ
の日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切
捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価
格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差
額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日ま
で。
- (7) 払 込 期 日 平成 19 年 9 月 18 日(火)又は平成 19 年 9 月 19 日(水)のいずれかの日。
ただし、①発行価格等決定日が平成 19 年 9 月 10 日(月)の場合は「平成
19 年 9 月 18 日(火)」、②発行価格等決定日が平成 19 年 9 月 11 日(火)
又は平成 19 年 9 月 12 日(水)の場合は「平成 19 年 9 月 19 日(水)」とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役会長兼社長 谷正明に一任する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための対外公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (10) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本公募による新株式発行も中止する。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 16,994,000 株

種 類 及 び 数

- (2) 売 出 人 及 び

名 称

売 出 株 式 数

売 出 株 式 数

株 式 会 社 福 岡 銀 行

16,862,000 株

株式会社熊本ファミリー銀行

132,000 株

- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第21条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 売 出 方 法 国内における売出価格での売出しとし、引受人に全株式を総額連帯買取引受けさせる。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。

- (6) 受 渡 期 日 平成19年9月19日（水）又は平成19年9月20日（木）のいずれかの日。ただし、一般募集における払込期日の翌営業日とする。

- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株

- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役会長兼社長 谷正明に一任する。

- (9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 14,000,000 株

種 類 及 び 数

なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 野村證券株式会社

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から14,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株

- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役会長兼社長 谷正明に一任する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための対外公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 14,000,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金決定方法額（発行価額）と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間 下記(6)記載の払込期日の前営業日とする。
(申込期日)
- (6) 払込期日 平成 19 年 9 月 26 日(水)又は平成 19 年 9 月 27 日(木)のいずれかの日。
ただし、①発行価格等決定日が平成 19 年 9 月 10 日(月)の場合は「平成 19 年 9 月 26 日(水)」、②発行価格等決定日が平成 19 年 9 月 11 日(火)又は平成 19 年 9 月 12 日(水)の場合は「平成 19 年 9 月 27 日(木)」とする。
- (7) 申込株数単位 1,000 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役会長兼社長 谷正明に一任する。
- (10) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

＜ご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 14,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 14,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 19 年 8 月 29 日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 14,000,000 株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成 19 年 9 月 26 日(水)又は平成 19 年 9 月 27 日(木)のいずれかの日を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の 4 営業日前の日

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための対外公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	普 通 株 式	755,916,290 株
	第 一 種 優 先 株 式	18,742,000 株
	第 二 種 優 先 株 式	40,000,000 株
	合 計	814,658,290 株
(2) 公募増資による増加株式数	普 通 株 式	79,006,000 株
(3) 公募増資後の発行済株式総数	普 通 株 式	834,922,290 株
	第 一 種 優 先 株 式	18,742,000 株
	第 二 種 優 先 株 式	40,000,000 株
	合 計	893,664,290 株
(4) 第三者割当増資による増加株式数	普 通 株 式	14,000,000 株 (注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	普 通 株 式	848,922,290 株 (注)
	第 一 種 優 先 株 式	18,742,000 株
	第 二 種 優 先 株 式	40,000,000 株
	合 計	907,664,290 株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 54,198,019,000 円については、全額を株式会社親和銀行に対する増資引受資金の一部に充当いたします。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための対外公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 業績に与える見通し

自己資本の充実により健全性が高まり、お客さまの資金ニーズに積極的に対応することにより、中・長期的な収益の拡大につながるものと考えております。なお、株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行は、引受人の買取引受けによる売出しに伴い、平成 19 年 9 月期の連結損益計算書及び損益計算書において親会社株式売却損益を計上する見込みですが、当社グループ決算上は資本取引の対象となり損益が認識されないため、平成 19 年 9 月中間期の連結損益計算書には計上されません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

銀行の公共性に鑑み、長期的かつ安定的な経営基盤の確保や内部留保の充実による財務体質の強化などに努め、安定的な配当を継続実施していくことを利益配当の基本方針としております。加えて、業績連動型の配当方式の導入により、株主の皆様との長期的な信頼関係の構築と、株主価値の向上に努めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

平成 19 年 4 月 2 日、株式会社福岡銀行と株式会社熊本ファミリー銀行の両行は共同株式移転により親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループを設立しました。「ふくおかフィナンシャルグループ」におきましても、従来の安定配当の考え方を維持しつつ、連結当期純利益水準に応じて設定した 1 株あたりの配当金目安をベースに、配当金をお支払いする方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

上記利益配分に関する基本方針に基づき、財務体質の強化を図るために活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

当社は、平成 19 年 4 月 2 日に株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行の両行の共同株式移転により設立されたため、該当事項はありません。

(5) 過去の利益配分ルール of 遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

上記＜ご参考＞2. 記載のとおり、当社は、普通株式への転換が可能な第二種優先株式を発行しておりますが、今回これら全部を取得の上消却予定であることから潜在株式による希薄化は生じません。なお、当社子会社である株式会社福岡銀行第 2 回劣後特約付無担保転換社債の平成 19 年 7 月 31 日現在の残高は 4,056 百万円となっており、その全額が行使された場合、交付される株式が、平成 19 年 9 月 28 日（予定）を効力発生日とする株式会社福岡銀行を完全子会社とする簡易株式交換により当社株式に交換されることとなり、当該当社株式の発行済普通株式総数に対する比率は 1.19%となります。

(3) 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための対外公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	—	—	—	947 円
高 値	—	—	—	982 円
安 値	—	—	—	575 円
終 値	—	—	—	652 円
株価収益率	—	—	—	—

(注) 1. 平成19年4月2日付をもって株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び証券会社員制法人福岡証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 平成20年3月期の株価については、平成19年8月28日現在で表示しています。

以 上

本件に関するご照会先

経営企画部経営企画G 電話 092-723-2502

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための対外公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。